

諏訪広域連合選挙管理委員会告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第291条の6第1項（広域連合の条例の制定若しくは改廃、広域連合の事務の執行に関する監査、広域連合の議会の解散又は広域連合の議会の議員若しくは長その他広域連合の職員で政令で定めるものの解職の請求）及び第2項（規約変更を要請する請求）の規定により請求することができる場合の署名の数は、それぞれ次のとおりである。

令和8年3月13日

諏訪広域連合選挙管理委員会  
委員長 鈴木正好

- 1 法第291条の6第1項の規定による請求権を有する者の総数の50分の1の数  
3,158人
- 2 法第291条の6第1項及び第2項の規定による請求権を有する者の総数の3分の1の数  
52,626人